



# 碧南ロータリークラブ週報

第2164回例会 平成15年2月19日(水) 晴のち曇、最高12℃、最低0℃

- 会長 長田 昌昇 ● 幹事 平岩統一郎 ● SAA 亀山 裕一
- 例会日 毎週水曜日 12:30 ■ 例会場 碧南商工会議所ホール
- 事務局 碧南商工会議所内 〒447-8501 碧南市源氏神明町19番地  
TEL <0566> 41-1100 FAX <0566> 48-1100  
ホームページ: <http://www.hekinan-rc.jp/>  
E-mail: [info@hekinan-rc.jp](mailto:info@hekinan-rc.jp)
- 会報委員 加藤知彦・竹下 豊・竹内光博・新美惣英

2002~2003年度  
国際ロータリーのテーマ



Bhichai Rattakul  
RI President, 2002-03

## ● 齊唱

ロータリーソング「今日も楽し」

## ● 本日のメニュー

和風弁当 大正館

## ● 本日のお客様

卓話講師 弁護士 野田 葉子様

## 会長挨拶

2月16日に碧南市社会福祉大会に出席し感謝状を頂きました。

さて、本日は世界中で肥満が蔓延というお話をいたします。「食の米国化」で世界中で肥満化が進んでおり多くの人々の健康が問題視されているようです。先般アメリカで「肥満はハンバーガーが原因である」とマクドナルドを訴えた人がいると報道されていました。肥満化は先進国ではなく、むしろ発展途上国で深刻との事です。発展途上国では「マクドナルドのハンバーガーやコーラ」が格好いいと見なされ国民の肥満化に拍車をかけているそうです。アメリカではこの20年で肥満人口率が60%に増加したそうですが、エジプトやメキシコではアメリカの3倍肥満化が進んでいるそうです。肥満化の実際の原因はハンバーガーやコーラなどのアメリカの食べ物、飲み物のせいだけでなく各国の伝統的な食べ物でも太るようになったとの事。以前は「健康的」であった各国の伝統的な料理が食材の加工方法や生育方法のアメリカ化で急激にカロリーが増えた事が肥満化につながっているようです。かつては個人が小さな畑で作っていた作物も大農場で大量生産され工場で大量加工されると作物本来の栄養価は失われ「カロリー濃度」だけが上昇するのです。例えば中国では最近まで手でひいた小麦粉で作られた「手打ち麺」が、今では工場で精製された栄養価の損なわれた「単なる炭水化物」の麺に変わってしまい、食べた人の体内で体脂肪となって蓄えられてしまうそうです。油の取り過ぎも肥満化の原因の1つで料理用の食料油は近年、日本やアメリカの研究者によって極めて低コストで植物から油を抽出する方法が発見され低コストの植物油が世界中に普及し、その結果インドやアラブの国々でも過度に油を使うようになってしまったようです。砂糖の使いすぎも原因のようです。甘い炭酸飲料の飲みすぎも一因ですがより大きな原因是、途上国での主食であるパンなどのアメリカ的大量生産法によるものだそうです。そう言えば我々が毎朝食べる食パンにも砂糖が入っています。今世界中には3億人の肥満成人、3500万人の肥満児がいるそうです。肥満は成人病の素、皆さん気をつけましょう。



2003年度から2004年度会員増強委員会委員の  
委嘱状を受ける岡田赳勇君

## 幹事報告

他クラブ例会変更（時間など詳細は各クラブにお問い合わせ下さい）

第8回理事会で春の家族会、次年度組織編成表議事、原案通り承認されました。

商工会議所使用料としてパソコンを設置させていただきまして月3千円の負担となります。

### 副幹事報告

次年度役員、理事、委員会の組織表が承認されましたのでよろしくお願ひいたします。2003年～2004年の為のR I 第2760地区地区協議会出席義務者と入会3年未満の方の出席をお願い致します。

## 委員会報告

### 〈出席奨励委員会〉

総会員数 78名（内出席免除者 15名）出席者65名	
出席対象者 56／63名	出席率 88.89%
欠席者13名(病欠者0名)	前々回修正出席率 100%

### 〈ニコボックス委員会〉

※三週連続出席率100%の場合は記念品を差し上げます。

- 長田 昌昇君 中部経済新聞に碧南RCが紹介されました。卓話の講師を紹介します。
- 森田 英治君 2月16日開催された碧南市社会福祉大会に多数の皆さんのご出席により盛大に開くことができました。
- 岡田 越勇君 新しい商工会議所に移転してから初めての例会出席です。
- 平岩統一郎君 中部経済新聞に碧南RCの紹介が載りました。
- 竹中 義男君 先日、日本を美しくする会沖縄全国大会に参加しました。全国から1700人の人々と一緒に那覇市内のトイレ掃除をさせて頂き大変意義ある旅となり喜んでいます。ありがとうございました。
- 犬塚 敦統君 長田銘司様にお世話をになりました。すごい人脈にびっくりしました。ありがとうございました。
- 木村 徳雄君 今月2月1日から2日で第42回碧南市民スキー大会を車山高原スキー場にて開催しました。約60名の参加をえて大会を終えました。ちなみに私は壮年の部に参加しましたが入賞できず団体の部で3位になりました。

早退9件 合計26,000円

### 〈親睦活動委員会〉

5月17日（土）春の家族会を開催します。御園座で観劇をしますので出欠席のご返事を3月19日までにお願い致します。

## 卓話

### 「法律あれこれ」

弁護士 野田葉子氏

本日はお招きいただきましてありがとうございます。私は昨年弁護士になりましたので法律について話したいと思っても、あまりネタがないのが正直なところです。現在手がけている事件としては、最近話題となった名古屋刑務所での受刑者に対する暴行事件、あれと関連したもので2つの事件を手がけています。と言っても、もうかなり前になりますが、死亡者が出了事件、あれとは別として名古屋刑務所にいた時に同じように革手錠で暴行を受けて、出所してから暴行した刑務官たちを、告訴しているというものです。「特別公務員暴行陵虐罪」というもので



刑事告訴しています。これは詳しく申し上げますと、法令により拘禁された者が、その拘禁された者に対して暴行または陵虐もしくは加害行為をした時、7年以下の懲役または禁固にする、というもので、これにより人を死傷させた場合には傷害罪より重い刑に処するというものです。傷害罪は10年以下の懲役ですので、これより重い刑ということです。さらに、元受刑者の彼は国に対しても国家賠償請求をする予定です。これは、憲法17条で定められている権利を具現化するために国家賠償法という法律ができたもので、公務員がその職務を行うについて違法に人に損害を与えた場合に国または地方公共団体が賠償責任を負うというものです。これは国が相手なので結構たいへんな裁判になるものですから、お金も時間もかかります。ですが元受刑者の彼は刑務所で革手錠の暴行を受けたせいで精神的に不安定になって出所してからも病院通いをしていて働けないと言うんですね。

ところで皆様は、司法修習というものをご存知でしょうか。司法試験に合格すると、原則として翌年の4月から司法修習生になります。原則と申しましたのは、合格しても翌年すぐには司法修習生にはならず、1年遅らせたりする人もいるからです。4月から3ヶ月間は、埼玉にある司法研修所という所に全員通います。地方の人は寮に入ります。研修所は14クラスあって一クラス70人程度います。私が合格した年は修習生が990人程度でした。7月からは実務修習といって、全国各地に散らばって1年間各地で修習をします。私は名古屋が実務修習地で人数は50人位です。釧路とか鳥取など修習生2人、とかいう寂しい状態になっています。実務修習は大きく分けて裁判所での修習、検察庁での修習、そして一人一人が弁護士事務所にお話になる弁護修習があります。1年間の実務修習の後は再び埼玉の研修所に戻って、3ヵ月後には卒業試験があり、これに合格してやっと弁護士になり裁判官になります。ところで、修習生というと、どういうイメージをお持ちでしょうか。はっきり申し上げて、おかしな人がかなりいます。一番有名なのが、新聞に載ったマジックマッシュルーム事件でしょうね。あれが新聞に載ったのは事件から1年以上も経てからでして本当は私と同期の修習生が前期埼玉の研修生で起こした事件なのです。ちなみに、司法修習生にあるまじき行為をすると免職されるという制度もあるのですが。ところで、卒業試験があってこれに合格しないと卒業できないものですから、皆試験の2ヶ月位前から真面目に勉強しだすんですが、この試験は900人中落ちるのが15人前後なんです。こんな落ちる確率の低い試験だったら楽勝だと普通は思うんですが、やっぱり真面目な人が多いもんですからすごく勉強するんですね。で、勉強するだけじゃなくて、この試験にすごいプレッシャーを感じる人が結構いてノイローゼ気味になったり、うつ病、胃潰瘍になったりする人がいるんです。その為研修所には3年ほど前からカウンセリングルームができて、卒業試験が近づくとカウンセリングルームは連日満員。で、ノイローゼになって授業に出てこれなくなる人や夜中に寮のロビーの自動販売機で大量のペットボトルの水を買ってそれをロビーの床に並べる人とか、手当たり次第人の部屋へ夜中にいたずら電話をする人とかが出現しました。すごく精神的に弱いんですよね。私のクラスでも卒業試験の前からうつ病になって、卒業できたものの結局その後仕事ができない状態になってしまって、今も自宅療養中の男の子がいます。こういう人達が弁護士や裁判官になっているわけですから、日本の司法制度は大丈夫かな、と思ってしまうのですが。

さて、ここにいらっしゃる事業主の方がほとんどでしょうから、企業に関係のある法律で最近話題になったものはないかと考えたのですが、いわゆるセクハラ防止法というものがあります。これは正式な法律の名前でいうと改正男女雇用機会均等法の中の一部なのですが、事業主に、セクハラについての配慮義務が課されたことを指しているのです。皆さんの中でこれができた時社内で啓発パンフレットを作ったり相談窓口を作ったりされた方はいらっしゃいますか。一応事業者は配慮義務があるものですから、そういった事や、就業規則にセクハラ防止を明示したり、従業員の研修をしたりするのが望ましいわけです。あとは、もしセクハラの相談を受けた場合、個人的な事だから当事者間で解決してくれ、って言っては駄目なんですね。ちなみに、具体的にセクハラの態様を説明しますと、対価型と環境型があって対価型は上司から性的な要求をされて拒ん

だ場合に解雇されたりすることをいいます。環境型は、職場で性的な噂を流すとか、ヌードポスターを目のつくところに貼る、というものです。事業主が配慮義務を怠っても罰則はありませんのでご安心下さい。次に皆様に関係ありそうな法律といいますと倒産関係が有りますね。備えあれば憂いなし、ということで参考程度にお話します。倒産処理制度には清算型（破産）と再建型（民事再生手続、個人再生手続）があり、破産は事業の解体を原則とし、資産の換価および公平な配当によって債務を清算することを目的としています。破産のメリットは、公正、公平を担保できるという点と債務者は厳しい取立てを免れるとともに財産の散逸を防げるという点、宣告後に取得した財産は自由財産になる点、最後には免責が可能になるという点が挙げられます。デメリットは、時間（2年から5年）と費用がかかる点、配当が少ない点、公私の資格制限がある点が挙げられます。皆が思うようなデメリットはなくカードが作れなくなるだけで、サラリーマンはやめる必要もないし、選挙権や戸籍にも影響はありません。民事再生手続は、破産をしないで、債権者の了解を得て債権を図ることを目的とします。即ち事業を継続しつつ、債権者が同意した再生計画案に従って弁済をしていくという手続です。民事再生のメリットは、債権者が手続開始後も従来と同様業務遂行、財産管理ができ、破産しなくとも債務の弁済方法等を調整することによって事業を救えるという点が挙げられます。また、迅速な処理が可能である点、および履行確保に優れている点も挙げられます。デメリットは債権の認否等がありやや複雑な手続である為個人や中小法人にとって利用が困難になる恐れがあることです。個人再生は、破産することなく個人を再建する為に民事再生の特則として制定されました。個人再生のメリットは、民事再生よりも手續が簡易である点、及びその為にさらに迅速性が期待できる点です。デメリットは一定額の弁済が3年、場合により5年間続き、計画の遂行が困難になる点、及び一部の債権者に一括弁済をする等の特例を設けることができない点が挙げられます。手続の選択は事業者でこれを機に事業を止めたいという場合には、破産手続きが妥当であり、逆に事業を続けたい場合は民事再生手續が妥当と考えられます。個人の場合、無収入でかつ就職の見込みが無いものは破産手続きによることになろう。収入の有る者でも、ある程度余裕が無ければ途中で返済不可能となるおそれもあるので、破産手続きを選択すべき場合もある。次に債権管理回収業に関する特別措置法について話をします。債権管理回収会社は、従前は金融機関の不良債権の回収を主としていましたが、改正により回収できる債権が大幅に増えました。従来回収できた債権として、金融機関等の有する貸付債権、一定のリース、クレジット債権、金融機関系列の貸金業者が有する不動産担保付事業者向けの貸付債権、金融機関等が不動産を割賦販売した場合の代金債権等が挙げられる。改正により貸金業者が有する債権、信用保証協会等が有する求償権、資産流動化法に規定する特定資産である金銭債権、破産宣告、再生手続開始決定等を受けた者が有する債権等も回収できることとなりました。これにより、債権管理回収会社から請求、督促を受ける可能性が高くなったりといえます。では、債権回収会社はどのように債権を回収するのかですが特別な権限が与えられているわけではないので、通常の債権者と同様の債権回収方法、すなわち請求、督促、交渉、担保権の実行等によります。ただ債権管理回収会社は債権管理回収に専念する為、専門的かつ効率的に回収できるだけです。また、債権管理回収会社は暴力団員等を従業員とすることはできないし、利息制限法の制限額を越えた利息の請求はできない等、サービス法には細かな規制が定められています。さらに債権管理回収会社の取締役には弁護士が必ず含まれていますので、取立てが異常に厳しくなるとは思われません。また改正により、倒産手続中の者が有する債権、特定調停法に定める特定債務者が有していた債権、手形交換所による取引停止処分を受けた者が有していた債権も回収できることになりました。そのため、破算手続においては破算財団の形成に資することになるし、再生手続においては財産の増加により債権に資することになります。

次回例会案内／3月5日（水）創立記念日の夜間例会

17：30より 衣浦グランドホテルにて